

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (指定荷主及び指定荷受人の責務) (特定化学物質の排出管理) 第99条の2 (略) 5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策等^等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第11条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (指定荷主及び指定荷受人の責務) (特定化学物質の排出管理) 第99条の2 (略) 5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第10条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。